

ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進業務に係る質問・回答

令和7年4月25日

	質問内容	回答	回答日
1	公募要領P4の(2)応募書類の「イ 企画提案書」に「審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、(後略)」とありますが、様式1や様式2には押印箇所がないため、「記名・押印等が必要な表紙等」という記載は、様式1や様式2に押印を求めているわけではなく、様式7・様式8-1・様式8-2など押印が必要な様式を意味しているという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	4月25日
2	公募要領P4の(2)応募書類の「イ 企画提案書」に「審査の際の匿名性を担保するため、(中略)提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください」とありますが、実施体制において、個人名や自社のサービス名等を記載してもよろしいですか。	提案者を特定できる可能性がある個人名や自社のサービス名は記載しないでください。	4月25日
3	公募要領P4の(2)応募書類の「イ 企画提案書」について、様式2に「A4サイズで20ページ以内であれば様式は自由」とありますが、A4横で書類を作成してもよろしいですか。またはA3横で書類を作成してもよろしいですか。	サイズがA4であれば、縦横の指定はないため、横で作成いただいても構いません。サイズはA4としているため、A3での作成は認めていません。	4月25日
4	公募要領P6の「5 説明会」について、この説明会に参加していなくても応募は可能ですか。	応募は可能です。	4月25日
5	公募要領P6の「5 説明会」について、この説明会の内容をご提供いただくことは可能ですか。	説明会の内容は提供していません。	4月25日
6	仕様書P2の【1】セミナー・イベント等の開催の「留意事項」に「1回はクリエイション・コア東大阪を会場とすること」とありますが、その1回以外は大阪府内であれば、会場はどこでも良いという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。 ただし、留意事項にもあるとおり、セミナー・イベント等の内容は大阪府と協議の上、内容を確定させるため、応募段階での企画内容に変更が生じる可能性があります。	4月25日
7	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップの「業務目標」に「エントリーシートの提出企業数…25社以上」とありますが、これはマッチングを希望する企業が25社以上という理解でよろしいですか。もしくはマッチングする企業が25社以上という意味ですか。	マッチングを希望する企業が25社以上という意味です。	4月25日
8	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップの「業務内容」に「【1】のイベント等の参加者のうち、(中略)『エントリーシート』を受け付け(後略)」とありますが、このエントリーシート受付の対象企業は大阪府内の企業である必要はありますか。	仕様書P2の【1】セミナー・イベント等の開催の「留意事項」に記載がありますが、セミナー・イベント等の対象について、ものづくり中小企業は大阪府内に本社又は主たる事務所若しくは事業所を有するものであり、スタートアップは大阪府内の企業を中心に想定しているものの特に定めはありません。 エントリーシートはセミナー・イベント等に参加した企業から受け付けるため、ものづくり中小企業は大阪府内の企業、スタートアップは大阪府内を中心とした全国の企業が対象となります。	4月25日
9	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップの「業務目標」に(※上記25社以上のうち、ものづくり中小企業は13社以上とする。)とありますが、ものづくり中小企業以外にどのような企業を想定していますか。	25社以上のうち、ものづくり中小企業は13社以上と定めていますが、残りの12社はスタートアップを想定しています。 この定めは、ものづくり中小企業支援の視点から、エントリーシートの提出企業がスタートアップのみとなることを避けるために設けているものです。	4月25日

ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進業務に係る質問・回答

令和7年4月25日

	質問内容	回答	回答日
10	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップにあるエントリーシートの受領にあたって、大企業・スタートアップ・事業化前の研究者など、一定のカテゴリー分けをした上で受領してもよろしいですか。	エントリーシートの受領方法について、特に定めはないため、自由にご提案いただいて結構です。 ただし、本事業では大企業は仕様書P6【5】共通事項の対象企業に記載がなく、対象外となりますのでご注意ください。	4月25日
11	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップについて、エントリーシートの提出企業同士をマッチングさせるという理解でよろしいですか。	マッチングについて、両者ともエントリーシートの提出企業であることは想定していません。 エントリーシートを提出したものづくり中小企業又はスタートアップに対して、受注者が保有するノウハウやネットワーク、情報資産等を活用して、最適な協業パートナーを探索し、マッチングを支援していく想定であるため、エントリーシートはどちらか一方の企業が提出することを想定しています。 ただし、エントリーシートの提出企業同士のマッチングを妨げるものではありません。	4月25日
12	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップについて、マッチングするものづくり中小企業とスタートアップは両者とも大阪府内の企業であるという理解でよろしいですか。	ものづくり中小企業は大阪府内に本社又は主たる事務所若しくは事業所を有するものとしています。 スタートアップは大阪府内を中心とする想定ですが、特に定めはありません。	4月25日
13	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップについて、マッチング成立に係る数値目標はないという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。 ただし、当該事業の目的である「ものづくり中小企業とスタートアップの協業は、企業の新たな価値創造のための有効な手法」との認識が両者とその支援機関等に広く一般化されるためには、訴求力のある具体事例を示す必要があり、そのためにはマッチング事例は必要不可欠であると考えています。	4月25日
14	仕様書P3の【2】マッチングと案件のフォローアップにあるマッチング成立後に活用できる補助金があれば教えていただけますか。	マッチング後に活用できる補助金をどのくらい理解・把握しているかについても、受注者のノウハウ等に分類されるものであるため、回答は差し控えます。	4月25日
15	仕様書P4の【3】ホームページ等での情報発信について、開設したホームページ等は委託契約終了後どのような取扱いになりますか。	現時点で詳細は未定ですが、情報発信を継続するために開設していただいたホームページ等の内容引継ぎ等を求める場合があります。	4月25日
16	仕様書P5の【4】運営体制・遂行能力の「業務内容」について、非営利団体所属の者が統括責任者や運営スタッフに従事する場合、具体的にどのような資格や経験等であれば、ここに定める「必要な資格・経験等」を満たしますか。	仕様書に定める「必要な資格・経験等」は営利・非営利を問うものではありません。 例えば、非営利団体であっても、「ものづくり中小企業支援又はスタートアップ支援に5年以上従事した経験」があれば、統括責任者に必要な資格・経験等の一部を満たしていることとなります。	4月25日
17	仕様書P6の【5】共通事項の「対象企業」について、「イ スタートアップ企業」とありますが、具体的にどのような要件となりますか。	基本的には「創業10年程度の将来的な成長が期待できる企業（いわゆるプレシード期の個人も含む）」を想定しています。 ただし、スタートアップ企業については、国や他の地方公共団体等の事業においても、定義が様々であるため、詳細は契約締結後に受注者と協議しながら、検討したいと考えています。	4月25日
18	仕様書P8の「12.業務完了後の提出物」について、統括責任者や運営スタッフの出勤簿の提出は必要ですか。	提出の要否は現時点では決まっていません。 ただし、業務完了後は、業務実施報告書等を基に、大阪府が業務の履行内容等に係る検査を行うため、検査対象資料として、提出を求める可能性があります。	4月25日